

第1部

国際協力と国際協力事業団

第1章

わが国の政府開発援助

●第1節 政府開発援助の概要●

経済協力は、開発途上国の貧困、飢餓等の人間の基本的な生活条件を脅かす諸問題の改善のため、人道的な観点から、また、開発途上国の経済的・社会的な発展と安定が、世界全体の平和と繁栄に不可欠であるとの認識から行われるものである。

経済協力は、先進各国政府に限らず、開発途上国相互間で、また、国際機関、民間企業、各種のボランティア団体等種々の機関や団体で行われており、その形態や内容は様々である。

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）は、こうした経済協力のうち、各国政府が開発途上国に対して提供する資本、技術等を指す。

経済協力開発機構（OECD）の下部機構である開発援助委員会（DAC）では、1969年の援助条件勧告のなかで、経済協力を「開発途上国に対する資金の流れ」としてとらえ、これを「政府開発援助（ODA）」、「その他政府資金（OOF：Other Official Flows）」及び「民間資金（PF：Private Flows）」の三つに区分し、このうち、政府開発援助を次の三つの要件を満たすものと定義した。

- ① 政府ないし政府の実施機関により、開発途上国または国際機関に供与されるものであること。
- ② 開発途上国の経済開発または福祉の向上に寄与することを主な目的としていること。
- ③ 資金協力については、グラント・エレメント^(注)が25%以上であること。

(注) グラント・エレメント：援助条件の緩やかさを表示する指標で、貸付条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってグラント・エレメントの割合が高くなり、贈与の場合には100%となる。

1989年のDAC加盟先進18カ国のODA総額は465億ドルであった。これは、世界のODA総額の91%を占めており、残りは、コメコン諸国、アラブ諸国等となっている。

1989年の日本のODA総額は1兆2358億円（89.58億ドル）で、米国の76.64億ドルを抜き世界第1位となった。円ベースの対前年度比伸び率は5.6%（ドルベースでは、円安為替レートのため1.9%減）で、GNPに占める割合は0.32%となり、これはDAC諸国中12位（前年13位）にあたり、DAC全体に占めるわが国のシェアは、前年の19.0%から19.3%に上がっている。

なお、DAC加盟国の実績は、表1.1のとおりとなっている。

表1.1 DAC諸国のODA実績額

	国名	1989			国名	1989	
		ODA	GNP比			ODA	GNP比
		百万ドル	%			百万ドル	%
1	オーストラリア	1,017	0.37	10	イタリヤ	3,325	0.39
2	オーストリア	282	0.23	11	日本	8,958	0.32
3	ベルギー	716	0.47	12	オランダ	2,094	0.94
4	カナダ	2,302	0.44	13	ニュー・ジーランド	87	0.22
5	デンマーク	1,003	1.00	14	ノールウェー	919	1.02
6	フィンランド	705	0.63	15	スウェーデン	1,809	0.98
7	フランス	7,467	0.78	16	スイス	559	0.30
8	西ドイツ	4,953	0.41	17	イギリス	2,588	0.31
9	アイルランド	49	0.17	18	アメリカ合衆国	7,664	0.15
D A C 諸 国 計						46,498	0.33

(注) フランスには、海外県、海外領土への援助を含む。

◎第2節 わが国の政府開発援助の体制と最近の主な施策◎

1. 政府開発援助の実施体制

政府開発援助は、その形態から、次の三つに区分される。

- ① 二国間贈与
- ② 二国間貸付
- ③ 国際機関への出資・拠出

二国間贈与は、開発途上国に返済義務を課さない資金を供与するもの（無償資金協力）と、技術移転を行うもの（技術協力）とに分けられる。

無償資金協力は、学校、病院、研究所などの施設の建設、教育訓練機材、医療機材などの資機材の調達、債務救済などに必要な資金を供与するもので、その内容に応じて、①一般無償援助、②水産無償援助、③災害関係援助、④文化無償援助、⑤食糧援助、⑥食糧増産援助に分類されている。

国際協力事業団（JICA：Japan International Cooperation Agency）は、これらの無償資金協力のうち、①一般無償援助、②水産無償援助、⑥食糧増産援助について、施設の建設、資機材の調達に必要な基本設計や仕様書の作成（基本設計調査業務）と施設の建設、資機材の調達を円滑に実施するために必要な調査、斡旋、連絡（実施促進業務）を行っており、無償資金協力総額の約7割の案件について基本設計調査業務や実施促進業務を行っている。

技術協力は、開発途上国の経済・社会の開発に役立つ技術・技能・知識を移転し、その国の技術水準の向上に寄与することを目的とするもので、具体的には、開発途上国の技術者をわが国に招へいして研修を行う研修員受入事業、わが国から開発途上国へ専門家を派遣して、人材の育成や開発計画の計画・立案に協力する専門家派遣事業、また、そのために必要な機材を供与する機材供与事業が基本となっており、技術協力についても、わが国の二国間協力の約7割を事業団が実施している。

二国間貸付は、開発途上国に対し、開発に必要な資金を長期低利で貸し付けるもので、一般に「円借款」とも呼ばれている。円借款は、道路、ダム、通信施設、農業開発等の経済・社会インフラストラクチャー分野のプロジェクト借款が中心であるが、必要な場合には、国際収支改善のための商品借款や債務救済も実施している。二国間貸付の予算は大蔵省の所管であり、その実施は、外務省、大蔵省、通産省及び経済企画庁との協議のもとに、海外経済協力基金（OECF）が担当している。

表1.2 政府開発援助の種類と実績

政府開発援助の種類		1989年 実績	構成比	対前年 度伸率	主な実施機関	
		億円	%	%		
政府 開 発 援 助	二国間贈与	無償資金協力	2,142	17.4	12.9	外務省, 大蔵省, JICA
		技術協力	2,042	16.5	11.9	
	円借 款	5,153	41.7	14.4	OECD	
	多国間援助	3,016	24.4	-13.2	大蔵省, 外務省	
合 計		12,358	100.0	5.6		

国際機関への出資・拠出（多国間援助）は、国際機関に資金を出資・拠出することにより、国際機関を通じて間接的に援助を行うものである。国連開発計画、国連人口活動基金、アジア生産性機構などの国連諸機関への拠出は主に外務省が、また、世界銀行、第二世界銀行、アジア開発銀行などの国際開発金融機関への出資は大蔵省が担当している。

2. 政府開発援助の最近の主な施策

1989年のわが国のODA総額は1兆2358億円（89.58億ドル）で、米国の76.64億ドルを抜き、初めてDAC諸国中最大の援助国となった。1954年のコロンボ・プラン加盟により援助を開始したわが国は、一方で1953年から66年にかけて、新幹線・黒部ダム等の建設のために8.6億ドルの開発資金を世界銀行から借り入れ、債務国という面もあわせて持っていた。これらの債務は1990年に完済し、援助国であると同時に被援助国であった30余年の歴史に終止符が打たれたが、その前年に世界のトップドナー国となったことは特筆に値する。

1989年のわが国のODAの対前年度伸び率は、5.6%（ドルベースでは円安為替レートのため1.9%減）で順調な伸びを示した。1988年6月にODA拡充に向けて発表された「第4次中期目標」では、1988年から92年の5年間に500億ドル以上のODA実施を約束したが、1989年には88年に引き続き、目標の達成に向けて前進したことになる。ODAの対GNP比率は前年と同様の0.32%で、DAC諸国中12位（前年13位）、DAC全体に占めるわが国のシェアは19.3%（前年19.0%）であった。

「第4次中期目標」に掲げられた後発開発途上国への援助の一層の無償化と債務救済措置の拡充については、アフリカ諸国に対し構造調整推進のため緊急に必要とする物資をアンタイドで供与するノンプロジェクト無償援助を行っている。第1次ノンプロジェクト無償援助では1987年から89年にかけて約5億ドルを供与し、高い評価を得たが、さらにわが国は1989年7月のアルシュ・サミットにおいて第2次のノンプロジェクト無償援助の実施を表明し、1990年度から3年間に6億ドル程度の協力を行うことになった。

同様に、中期目標で示された援助のアンタイド化については、1987年の借款アンタイド率が61.6%、1988年が77.4%と、急速な伸びを見せており、また他のDAC諸国（87年平均援助アンタイド率54.8%）に比べても日本の全体の援助アンタイド率は72.1%と、高くなっている。

また、事業団の実施する開発調査では、一定限度の下に外国人コンサルタント登用の途が開かれており、一層の援助アンタイド化を図っている。

さらに、援助の質の向上を図るために、国別・分野別の援助指針に沿った援助、相手国との対話の拡大、援助の経験を次に生かすための評価の充実などを講じてきている。国別・分野別の援助指針については、事業団において援助研究会を設置し、援助戦略を研究している。被援助国との対話拡大については、年次協議やプロジェクトの形成発掘のための調査団を派遣し、対話を促進している。評価活動については、従来の案件別評価に加え、マクロ的な観点からの国別評価や、客観的国際的な評価基準を取入れた被援助国との合同調査、海外の専門家による評価を行っている。

1989年は、環境問題が地球的規模でかつてない全世界の関心をみせた年でもあった。わが国も7月のアルシュ・サミットで今後3年間に3000億円以上の環境分野への援助を約束するなど積極的な姿勢を示した。環境のほかには、貧困、WID（開発における女性の役割）、人口、保健医療などが緊急に取り組むべき課題として活発に議論され、具体化に向けての努力が払われた。今後は、さらに、麻薬、教育、防災、民間セクター支援といった課題への取組が重要となるであろう。

1989年はまた東欧の年でもあった。東西関係が政治的に大きな変革を見せる中、わが国としても東欧への協力がより安定した東西関係につながるとの観点から、初めて、ハンガリー、ポーランドより研修員を受け入れた。

国内的には、地方の国際化の進展及び援助要請の多様化にともなって、地方公共団体の有する技術ノウハウ、制度等を必要とするケースが増えてきており、事業団が設置した「地方公共団体と国際協力のあり方」に関する研究会の成果を踏まえ、一層の連携を図りつつある。

また、経済協力への国民参加の基盤を強化するとともに、開発途上国の多様なニーズに応えるためには、NGO（民間援助団体）への支援も重要な課題となっている。このため1989年度には約1.1億円のNGO事業補助金制度が初めて制度化された。また、草の根レベルの小さい規模の開発プロジェクトを援助するために、同じく1989年度に創設された小規模無償資金協力制度は、政府関係機関以外へも資金を供与できるものであり、1989年度はその約50%が日本や開発途上国などのNGOに向けられた。

第2章

1989年度の主な活動

◎第1節 国別援助実施指針の策定◎

国際協力事業団の業務は、社会開発、保健・医療、農業、鉱工業といった分野別、あるいは研修員受入、専門家派遣、開発調査といった協力事業形態別に実施されていることから、事業間の調整、連携並びに国別の事業把握による円滑な事業実施のための努力が求められている。

他方、近年の開発途上国内外の経済・社会状況の変化に伴い、開発ニーズは、従来のBHN^(注)、社会インフラ整備といった分野のほか、輸出振興、ハイテク等の分野への協力要請の増加といったように、ニーズの高度化・多様化の様相を示している。

こうした開発途上国各国の国情に応じたキメの細かい対応を図るとともに、協力案件の「発掘」、最適事業形態への「形成」、これを受けた計画的、効果的・効率的な「実施」、実施中の「モニタリング」並びに終了時の「評価」、評価結果の事業への「フィードバック」といった、いわゆる協力事業サイクルに沿った合理的で一貫性のある事業実施体制確立の必要性が高まってきている。

このためには、国情、開発レベル等を異にする開発途上国各国の真の開発ニーズを的確に把握し、当該国のどの地域、分野、課題に協力の重点を置き、また、どのような協力形態、計画で事業を実施していくかの指針を策定し、これに沿って実施することが不可欠となってきている。

事業団では、1986年度より「国別援助研究会」を設置し、主要被援助国に対する援助の取り組み方について、基礎的検討・分析を行っている。また、1988年度からは、「分野別援助研究

(注) BHN (Basic Human Needs) : 直接国民に裨益し、かつ、人間としての最低限の生活を営むのに必要な分野 (農村・農業開発, 飲料水, 保健医療, 家族計画) を指す。

会」を設置し、分野別援助の取り組み方についても検討を進めている。

1989年度は、パキスタン、インドネシア、バングラデシュ及びブラジルの4カ国を対象として、国別援助研究を行うとともに、「貧困軽減」と「開発と女性」をテーマとする分野別援助研究を行った。さらに、これらの研究成果を事業の計画的実施に反映させるため、事業団の在外事務所が中心となって、開発途上国各国の具体的な開発ニーズの検討、並びに、実施候補案件等の整理を通し、国別援助実施体制の強化を図るとともに、国別援助の指針策定のための方向づけを行った。

●第2節 環境分野の協力●

開発途上国の環境問題は、1980年代に入り、森林破壊、砂漠化等のように地球的規模の問題と認識されるに至っており、開発途上国の厳しい経済状況下においては、開発途上国自身の努力に加え、先進国の強力な支援が必要となっている。1989年7月のアルシュ・サミットは、環境サミットと称せられたように、将来の世代のための地球環境の保全と開発途上国の持続的成長を維持するため、開発途上国支援を強める旨の宣言がなされ、わが国は、今後3年間に3000億円あまりの環境分野への援助を表明した。また、1989年9月、東京においてわが国が初めて主催した地球環境保全会議においても、環境問題各分野へのわが国の開発途上国支援は主要な関心事となった。

事業団は、従来から、森林保全、都市公害対策、土壌保全、上下水道整備等の環境分野に対し、多様な形態の協力を実施してきた。また、開発途上国において開発プロジェクトを実施するにあたり、初期の段階から環境配慮を行うことは、自然・社会基盤の脆弱な開発途上国において特に重要なことといえる。このため、事業団は、1988年6月に設置した環境分野援助研究会の報告を受け、環境配慮の具体的実施方法と体制整備を検討してきた結果、1989年8月、企画部に環境室を設置するとともに、各事業部に環境担当者を配置した。環境室の業務は、各環境担当者と連携して、事業団事業の環境配慮を効果的に実施するよう調整を行うこと、及び、事業団の環境関連事業を今後とも拡大するために、情報収集と内外の調整を行うことである。環境配慮を効率的に実施するため、各援助機関は指針等を作成しているが、事業団においても事業分野別の指針作成を検討してきており、1990年2月にダム建設事業に係る指針を作成した。運輸、農業開発、工業プラント等の主要分野についても、引き続き作成を検討することとしている。

環境関連事業については、通常開発途上国内での優先順位が低く、わが国への要請に結びつかない等の問題があるため、積極的に相手国に働きかける必要がある。このため、1989年5月にブラジル、6月にメキシコ、11月には東南アジアへと、それぞれプロジェクト形成調査団を派遣した。これらの調査の結果、開発途上国側においても環境対策計画を多々有し、わが国への期待も大きいことが確認されたことから、今後とも優良案件の発掘・形成に努力する必要がある。

また、1989年10月、わが国の都市公害対策の技術と経験を紹介し、あわせて、地方公共団体との連携により、事業団の協力事業をより効果的なものとするため、7カ国の開発途上国代表を迎え、北九州市で環境シンポジウムを開催した。

事業団が行う環境関連事業は、これらの努力により、1989年度実績として、プロジェクト方式技術協力27件、開発調査57件、研修コース24コース、専門家派遣152人、青年海外協力隊員59人、金額ベースで100億円となった。このうち、1990年4月1日にR/D（討議議事録）を締結したタイの「環境研究研修センター」は、無償資金協力でセンターを建設し、プロジェクト方式技術協力で今後5年間の協力を行うもので、開発途上国での環境分野の人造りとして注目されるものである。

●第3節 貧困問題への取り組み●

世界銀行の推計によれば、全世界で絶対的に貧困な生活を強いられている人の数は10億人を超えると言われており、貧困の要因、実態も世界の地域により様々な様相を呈している。貧困解消は、長く援助国・援助機関が取り組んできた大きな課題であり、援助の重点も1950～60年代の経済成長優先主義から、1970年代半ばからは、基礎生活分野（BHN）重視へと徐々に転換してきたにもかかわらず、貧困層は減少の兆しさえない。今後は、地域住民の参加を取り込み、自立の道へと導く「新たなもうひとつの発展」（Alternative Development Path）の手法が、DACなどの援助機関で模索されている。わが国も貧困問題の重要性を十分認識しており、1989年6月の参議院本会議の「国際開発に関する国会決議」では、「貧困の克服」がわが国の国際開発の基本原則のひとつとして確認されており、さらに、効果的な貧困対策援助の実現が期待されている。

このような状況下、事業団は、1989年9月、貧困問題援助研究会を設置し、わが国政府開発援助（ODA）における貧困対策援助の改善、拡充及び新たな援助手法・戦略の構築に向けての取り組みを始めた。この研究会では、わが国の援助が直接貧困層に働きかけるうえで、制約要因は何か、効果的な貧困対策を実現するため配慮すべき点は何かなどについて提言するものである。わが国の政府開発援助は、1977年のODA拡充第1次中期目標の策定を皮切りに、援助の拡充・強化が図られており、BHNの援助も1988年においては、ODA全体に占めるシェアが25.9%、これを無償資金協力、技術協力に限ると63.2%と高い率となっている。これらの援助は、貧困対策として直接・間接的に開発途上国の貧困層に裨益していることは事実であるが、現状では、貧困対策案件の形成、実施、運営に係る調査・研究が十分でなく、貧困対策援助の手法も確立されておらず、また、貧困層に直接働きかけるための組織、人員の体制も十分ではない。これらの状況を踏まえ、この研究会は、以下を骨子とした提言の取りまとめを行うこととなっている。

- ①貧困対策への共通認識、②援助実施体制の強化・拡充、③制度・予算面での改善、④現地適応型の援助の形成・実施に向けての新たな手法、⑤関連地域住民の参加と持続的発展の配慮、⑥貧困対策に向けての研究・調査体制の整備

本研究会の提言は、1990年度上半期中には取りまとめられ、発表されることとなっているが、この研究会の成果は、援助実施体制における改善、予算制度上における改善へ向け活用される予定である。

●第4節 開発と女性●

開発途上国の女性は、それぞれの社会の経済開発のなかで重要な役割を果たしている。それは、家族の食糧生産、飲料水・燃料の確保、家族の健康と栄養を促進するための家事、家庭の必需品の購入のために収入を得る労働、地域社会の自治的活動等を含む幅広いものである。しかし、こうした女性の社会への貢献は、しばしば経済開発計画に携わる政府組織や計画担当者から考慮されることが少なく、その結果、女性が開発の積極的参加者となる機会が制限され、開発の受益者としての女性への配慮が欠落している。

「国連婦人の10年」（1976～85年）をきっかけとして、開発における女性の役割を正しく理解し、女性の参加と受益を促進することの必要性が、開発途上国、先進諸国、国際機関の間で共通の認識となった。1985年にケニアのナイロビで開催された世界婦人会議では、この10年間の成果を引き継ぎ、さらに推し進めていくために、「西暦2000年に向けた将来戦略」が採択された。また、わが国では、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が、1977年に策定した「国内行動計画」のなかにおいて、国際協力の推進を重点項目のひとつとしている。DACにおいても、1983年に加盟各国に対する「開発における女性の役割を支援するためのガイディング・プリンシプル」が採択され、この原則に沿った援助の取り組みの強化が求められた。

事業団の事業においても、従来から女性を主な対象とする研修コース（婦人関係行政、農家生活水準向上、専門看護管理など）、プロジェクト方式技術協力（看護教育、母子保健など）、無償資金協力のための基本設計（看護学校建設、給水施設など）などが行われてきた。

しかし、技術協力や資金協力全体のなかには、開発と女性（WID: Women in Development）の視点をどのように組み込んで、援助の計画、実施、評価を進めていくべきかについての包括的なガイドラインがいまだに策定されていない状況にあり、このため、事業団は、1990年2月に「開発と女性」援助研究会を設置し、開発への女性の参加の拡大に貢献するためのわが国のODAの基本的な取り組み方や、各分野と課題ごとに「女性の視点」の組み入れ方について検討することとした。

研究会では、保健、教育、雇用、農業、環境等の重点分野ごとに、開発途上国の女性の置かれた現状と彼女たちの抱える問題点を概観するとともに、これらの問題点を解決し、「女性の視点」を踏まえた開発と開発援助のあり方について、開発途上国政府自身、国際機関、他の先進援助国、NGO（Non Governmental Organizations：非営利で開発問題に取り組む民間の団体で、一般に「民間非営利団体」と訳す）などが実施している活動の事例や、ガイドラインに

についても分析することとしており、こうした分析に基づいて、わが国のODAのなかで、開発途上国の女性を支援するために特に重点的に取り組むべき課題や、援助を行うための組織の整備についての提言を報告書として取りまとめることとしている。また、研究会の活動の一環として、VNIFEM（国連婦人開発基金）などの国際機関との情報・意見交換や、職員を対象としたセミナーの開催を行い、WIDに対する理解を深めている。

●第5節 地方の国際化と国際協力●

年々拡大する政府開発援助事業のなかで、開発途上国からの要請は、ハード分野からソフト分野まで多様化しており、協力対象となる分野は以前にもまして広がりをもってきている。それらの多様な要請に応えるためには、事業団としても、従来からの国を中心とする実施体制から、さらに幅広い体制に拡充していく必要があるが、特に都市問題（公害対策、環境保全、交通計画、都市計画、上下水道整備等）や地場産業（中小企業対策等）に関係する技術についてのノウハウは、地方公共団体に豊富に蓄積されており、こうした面での技術協力等に地方公共団体からの参加が期待されている。一方、地方公共団体側においても、従来の友好都市間の国際親善交流から、一步進んだ国際協力の一環としての交流へ踏み出してきており、事業団の事業への参加に積極的な対応をみせてきている。

地方公共団体との連携による1989年度の事業団の事業実績としては、地方公共団体で実施される研修コースが20コース158人、地方公務員の専門家派遣及び青年海外協力隊がそれぞれ129人、

九州国際センターの開設

地方の国際化の取り組みとして日本各地で様々な試みがなされているが、地方公共団体と当事業団の研修員受入事業とがうまく結びついたのがこの例である。

1989年10月、福岡県北九州市に当事業団の11番目の研修センターとして、「九州国際センター」が開設された。

北九州市は、近代日本の発展の象徴である官営製鉄所が置かれた場所であり、明治以来、この基幹産業を中心に発展してきた。しかし、製鉄産業の衰退に伴い、現在はかつての活況を失いつつある。このため、同市では、地域の活性化を図るひとつの施策として、国際化の推進に積極的に取り組んでいる。センターの設置を機に同市八幡東区の平野地区を国際交流ゾーンと位置づけ、将来、同市は国際交流センターの設置や、米国の大学との協力による「国際東アジア研究センター」の開設などを計画し、同センターの面する通りも「国際通り」と命名するなど、全市をあげての国際化を進めている。

このセンターで所管する研修は、「鋼材の性質と試験検査技術」などの産業技術を対象としたものが主となっているが、このほか、熊本県での医療、長崎県での水産などの集団研修コースを運営している。

研修センターは、敷地面積1万3000m²、延床面積1万790m²で、シングル140室、ツイン5室の宿泊施設を有する6階建の宿泊施設の他、セミナールーム、技術実習室、図書室、コンピューター・ルームなどの研修施設を備え、また、体育館、テニスコート、オーディオルーム、ビデオルーム、ピリヤードなどの厚生施設も設けている。

ここに宿泊する研修員は、休日を利用してのホームヴィジットや親善パーティなどに参加する機会も多く、今後このセンターがひとつの拠点となり、市民との国際交流が積極的に展開されていくことが期待されている。

72人となっている。また1984年度より始まった青年招へい事業については、すべて各地方公共団体との連携のもとに実施されているが、1989年度においては1031人を受け入れた。

地方公共団体による国際協力事業への参加は年々さかんになってきており、その取り組みは、各地方公共団体で異なり、一様ではない。事業団としては、地方公共団体の国際協力参加への支援については、その地方公共団体の経験等の実情に応じた方法で実施する必要がある。事業団では、1986年度より国際協力総合研修所において地方公共団体実務者研修を実施しており、1988年度には、主要都道府県・都市の参加を得て、2度にわたって「地方公共団体と国際協力セミナー」を開催した。

セミナーのなかで特に議論されたことは、国際協力を行うにあたって地方における人材の不足、情報の不足の克服が問題であり、また、地方公共団体がなぜ国際協力を行うかその必要性についての理由づけ、理念が求められた。これらの議論を踏まえ、1990年1月に、学識経験者、地方公共団体、外務省及び国際協力事業団により構成される「地方公共団体と国際協力のあり方に関する研究会」を発足させた。この研究会は、地方公共団体がイニシアティブをとって行う国際協力のあり方と、その実現のための事業団と地方公共団体との連携について検討を行うもので、以下を骨子とした報告書を取りまとめることとなっている。

- ①政府開発援助の現状と課題、②外国の地方公共団体における国際協力の位置づけ、
- ③なぜ地方公共団体は国際協力を行うのか、④地方公共団体の国際協力の方向と展望、
- ⑤地方公共団体における国際協力の事例

●第6節 東欧諸国への協力●

1990年1月、海部総理がヨーロッパを歴訪した際、ポーランド及びハンガリーの両国に対して、資金協力とともに、「人と人との直接の交流を通じての技術移転を重視するとの観点から、今後数年間にわたり、環境や経営管理の分野における研修員の受入、専門家の派遣などにより、両国に対し合計2500万ドルの技術協力を実施する」旨を表明した。

事業団では、この両国への技術協力を円滑に実施すべく、1990年1月末に、プロジェクト確認調査団をポーランド及びハンガリーに派遣し、今後、事業団の実施する協力の内容について、両国政府との全体会議、両国各省庁との協議を行った。

この結果、1989年度の研修員受入では、経営管理・生産管理紹介セミナーの2件の研修プログラムが実施されることになり、1990年3月21日にハンガリーから、また、3月25日にポーランドから各50人の研修員を受け入れた。1990年度においては、東欧支援の受入計画として、受入規模・対象分野を拡充し、経営管理、生産管理、農業、環境の4分野の研修プログラムに両国から90人ずつ、また既設の集団コース及び個別コースに両国10人ずつ、合計200人の受入が予定されている。

専門家派遣に関しては、ハンガリー側では、品質管理セミナーへの専門家の派遣要請があったほか、金融部門や市場訓練部門の専門家派遣要請も検討している。一方、ポーランド側では、経営管理セミナー及び人材育成機関への専門家派遣要請を検討中である。青年海外協力隊の派遣についても、ポーランド、ハンガリーとも強い関心を示しており、両国から今年中には受け入れたいとの要望が出された。1990年度分より実施される予定の開発調査については、ポーランドから工場近代化や環境関連案件が提出された。開発調査関係では、すでに3月17日より、鉱工業分野の開発調査案件の選定確認のため、両国に対し調査団を派遣している。

また、4月中旬には、ポーランドに対し、社会・経済インフラ分野の開発調査案件の発掘・形成のための調査団を派遣した。さらに、両国にはそれぞれ3カ月の任期で企画調査員を派遣し、より効果的な技術協力を行っていくための調査を行うなど、今後、両国が真に必要としている開発ニーズの的確な把握に努めている。

なお、両国への援助としては、技術協力以外に海外経済協力基金からの1億5000万ドルの商品借款、日本輸出入銀行による5億ドルの融資、貿易保険の引き受け枠3億5000万ドルの設定、2500万ドルの緊急食糧援助（約9万トンの小麦ほか）が計画されている。

第3章

事業の種類とその概要

●第1節 援助効率促進事業●

わが国の政府開発援助の質的向上が国際的にも要請されているなかで、技術協力の一層の拡充及び効率的・効果的实施に資するには、開発途上国の実情や事業団の実施体制を踏まえた積極的な優良案件の発掘・形成活動を行うことがきわめて重要である。また、協力期間の終了する案件に対する評価や事業団の事業全体が相手国の経済・社会開発に与えた効果について総合的な評価を行い、今後の事業実施にフィードバックすることもきわめて重要である。このことは、臨時行政改革推進審議会や対外経済協力審議会においても提言されているところであり、かかる観点から、プロジェクトの形成や評価に関する予算を体系的に整理・拡充し、援助効率促進事業として、1988年度に新しい予算項目を設けた。

援助効率促進事業の内容は、①事業の計画的実施に関する調査、②事業の案件別及び横断的評価、③事業効率化のための基礎研究、及び、④プロジェクト事業促進に必要な経費に大別される。

1. 事業の計画的実施に関する調査

(1) プロジェクト形成調査

開発途上国政府からの政府ベース技術協力の要請に関して、要請内容が当該国の開発ニーズに十分沿ったものであるか、また、事業団の協力形態のうちいずれによるか、あるいは、どのような組み合わせが適正かつ効果的なものであるか等を検討しつつ、先方政府と協議・調整し、望ましい計画の策定に協力する等、案件の形成活動を行うために、必要な専門家からなる調査団を派遣し、調査を実施する。

(2) プロジェクト確認調査

プロジェクト形成調査の結果等を踏まえて、開発途上国の個別の開発要請案件について、今後の協力の方向に関する相手国政府との協議を行うため、調査団を派遣し、実施案件の選定及び確認を行う。

(3) 国別・分野別援助研究

主要被援助国及び特定の援助課題について、広く外部の学識経験者の参加を得て、国別・分野別援助研究を実施し、国内での分析・討議及び現地調査を通じ、国別・分野別の援助を効果的・効率的に実施するための基礎的検討を行う。

(4) 企画調査員の派遣

主要被援助国に関しては、各分野ごとの要請案件も多数となることから、国別・分野別援助研究の成果等を踏まえつつ、開発重点分野等について、さらに現地において長期に専門的立場から各案件の計画について精査する必要がある。また、開発計画全体との調和、他の事業との連携等にも留意して、案件の形成を企画推進していくため企画調査員を派遣する。

2. 事業の案件別及び横断的評価

事業の実施効果に関する評価に必要な事項について検討審議を行い、事業の効果的かつ円滑な遂行に資することを目的として、1981年7月、評価検討委員会を設置した。その委員会のもとに作業部会を設け、委員会の付託を受けて評価の手法等に関する検討作業を行っている。

事業団の実施する評価の種類は、以下のとおり区分される。

(1) 案件別評価調査

個別案件の終了時、あるいは協力延長期間経過後、必要な専門家からなる調査団を派遣し、当該案件の協力目標達成度及び効果を測定し、今後の当該案件に対する協力の方向を検討するとともに、将来の類似案件等の形成に際しての提言、教訓を得る。

(2) 横断的視点からの評価調査

ア. 国別評価調査：協力終了後、一定期間を経過した案件を国別に選定し、当該国に対する横断的な協力効果、並びに実施にあたっての問題点を評価する。

イ. 第三者評価調査：多年にわたって国際協力を研究・実践している外部の第三者（技術協力専門家経験者、学識経験者等）により、専門的かつ客観的観点からの評価調査を行う。

ウ. 合同評価調査：被援助国の開発計画策定機関、実施機関、現地研究者等と共同で協力終了案件を選定し、総合的観点からの評価調査を行う。

エ. 特定テーマ評価調査：事業団の実施する特定事業形態、特定セクター等、テーマを個別に設定し、評価調査を行い、問題点及び要改善点を整理する。

オ. 在外事務所評価：現地の事情を熟知している事業団の在外事務所が主体となり、相手国の調査機関を活用しつつ評価調査を実施する。

3. 事業効率化基礎研究

事業団の行う事業のうち、多事業にわたる共通的な課題等について、事業の一層の効率化を図る観点から、基礎的な研究を行う。

4. プロジェクト事業促進

実施中のプロジェクトにおいて、プロジェクト関連インフラが不十分なために、その円滑な推進に重大な支障を来す可能性のある案件に対して、水、配電、空調の整備や実験室、作業室の増設など現地体制の整備支援を行う。

前記のような調査・研究について、1989年度の実績は次のとおりである。

1. 事業の計画的実施に関する調査

(1) プロジェクト形成調査

30の開発途上国及び地域に対し、案件別及び横断的に案件を形成するため、次のとおり40件の調査団を派遣した。

アジア地域	20件 (50%)
中近東地域	1件 (2%)
アフリカ地域	11件 (28%)
中南米地域	5件 (13%)
オセアニア地域	1件 (2%)
ヨーロッパ地域	2件 (5%)

(2) プロジェクト確認調査

29の開発途上国及び地域に対し、開発要請案件に対する協力の方向について確認協議するため、次のとおり21件の調査団を派遣した。

アジア地域	9件 (43%)
中近東地域	4件 (19%)
アフリカ地域	3件 (14%)
中南米地域	2件 (10%)
オセアニア地域	1件 (4%)
ヨーロッパ地域	2件 (10%)

(3) 国別・分野別援助研究

国別援助研究では、パキスタン、インドネシア、バングラデシュ、ブラジル及びアフリカ地域の4カ国、1地域を対象に研究会を設置した。分野別援助研究では、世界的な問題となっている貧困軽減と開発における女性の役割(WID)を取り上げ、開発におけるこれらの問題への取り組み方について基礎的検討を行い、結果を報告書として取りまとめた。

(4) 企画調査員の派遣

インドネシア、バングラデシュ、タイ、ポーランド、ハンガリー等11カ国に対し、専門的立場からの案件形成を行うため、企画調査員を派遣した。

2. 事業の案件別及び横断的評価

(1) 案件別評価調査

各個別案件の終了時評価を主に、合計51件の評価調査を実施した。これを事業形態別にみると、研修員受入事業6件、専門家派遣事業2件、社会開発協力事業11件、保健・医療協力事業13件、農林水産業協力事業10件、産業開発協力事業2件、及び、無償資金協力事業7件となる。

(2) 横断的視点からの評価調査

ア. 国別評価調査：バングラデシュ、パプア・ニューギニア／フィジー、タンザニアの4カ国を対象として、3件実施した。

イ. 第三者評価調査：エジプト、トルコ、パラグアイの3カ国において、2件実施した。

ウ. 合同評価調査：フィリピンにおいて、先方関係機関と合同による評価調査を実施した。

エ. 特定テーマ評価調査：特定協力案件を対象とした評価調査として、ペルー及びグアテマラの水資源分野、ボリヴィア及びハイティの食糧増産援助、ケニア及びザンビアの医療分野の3件を実施した。

オ. 在外事務所評価調査：当該国に通暁している在外事務所による評価として、マレーシア等において実施した。

3. 事業効率化基礎研究

①事業団技術協力事業に係る諸制度の検討、②評価手法II、③事後現況調査に係る基礎研究、及び、④専門家派遣の法的側面の、4つの調査研究を実施した。

4. プロジェクト事業促進

プロジェクトのインフラ整備に関して12件の支援を行った。内訳は次のとおりである。

- | | |
|-------------------|----|
| ①水、配電、空調設備に関するもの | 6件 |
| ②実験、作業室等の増設に関するもの | 5件 |
| ③遊水池等に関するもの | 1件 |

●第2節 技術協力事業●

技術協力事業は、開発途上国の技術（行政、経営等を含む）の向上に資することを目的とするものである。こうした技術は、人が保有し、また人を介して伝達されることが基本であることから、技術協力は、開発途上国の技術者をわが国に招へいし、わが国の研究機関等で研修を行う方式（技術研修員受入事業、青年招へい事業）と、わが国の技術者を開発途上国に派遣し、その国の研究機関等でその国の技術者に技術の移転を行う方式（技術協力専門家派遣事業）が基本となっている。さらに、技術の指導に必要な機材や習得された技術を活用するために必要な機材を供与すること（技術協力機材供与事業）が行われている。

このほか、開発途上国の研究機関等を拠点として、上記のような専門家の派遣、技術者のわが国での研修及び機材の供与を組み合わせ、計画的にかつ比較的長期にわたって協力するプロジェクト方式技術協力と、開発途上国の開発計画に関連して、その計画作成に必要な調査を実施し、計画案の作成を行うと同時に、それらの活動を通じて、調査及び計画案作成に必要な技術の移転を行う開発調査がある。

第1 技術研修員受入事業

研修員受入は、開発途上国の技術者や行政官等を研修員としてわが国に受け入れ、それぞれの分野の専門的知識・技術の移転を行うことを目的としており、これら研修員が帰国後、それぞれの国における経済・社会の開発において積極的な役割を果たすことを期待するものである。さらに、滞日生活を通じ、わが国の社会・文化に直接触れることにより、相互の理解を深め、開発途上国との友好親善を促進するという点でも大きな役割を果たしている。

わが国は、1954年のコロンボ計画加盟とともに研修員受入を開始し、1989年度は5340人の研修員（新規のみ）を受け入れ、1990年3月末現在の受入延べ人数は7万7259人（第三国研修及び青年招へいを除く）に達している。研修員の受入対象国は161カ国にのぼるが、従来の受入国はもとより、東欧諸国においても、わが国の研修員受入に対する期待がきわめて強くなってきている。研修分野は、多岐にわたっており、農業や医療などわが国が多く研修員を受け入れてきた分野に加え、最近の傾向としては、エレクトロニクスやコンピューター、リモート・センシングといった先端技術や、経営管理、生産管理、品質管理、環境問題等のソフトのノウハウに関する研修の要請が増えてきている。これらの多様化した要請に対応できる受入体制の整備が急務となっており、その一環として、地方の国際化に伴う新設コースの要望に対応し、

地方公共団体等と連携した地方での研修の拡充を図っている。

これらの研修は、当事業団に付属する筑波国際農業研修センター、神奈川国際水産研修センター、沖縄国際センターで行うほか、国や地方公共団体、民間の研究訓練施設、大学等の協力を得て実施しており、期間は、10日前後の短いものから1年の長期のものまでである。

研修員の受入形態には、大別して集団研修と個別研修があり、このほか日本以外の場所で実施する第三国研修がある。

1. 集団研修

集団研修は、多くの開発途上国に共通して必要性が高い分野について、あらかじめ研修内容や期間等を設定し、募集要項を関係各国に送付して参加者を募集するもので、人数は、通常1コース10人程度である。

1989年度は、犯罪防止、地方行政、農業協同組合、結核対策など289のコースを実施した。(表3.1参照)

大気汚染対策コースの開設

環境問題は今や世界共通のキーワードであるが、開発途上国においても開発による環境破壊や環境汚染が大きな問題となっており、環境を保全しつつ持続的成長を助ける援助が強く求められている。特に、大気汚染の問題は、多くの開発途上国でもかなり深刻化しており、また、大気汚染から発する酸性雨の問題は国境を越え、生態系や建造物にさまざまな悪影響を与えることから、その解決には国際的な協力が不可欠とされている。

わが国の大気汚染対策は、技術面でも行政面でも世界各国の注目を集めている分野であり、1989年度に新設された「大気汚染対策コース」は、まさにこうした時代の要請のなかから生まれたものといえる。

このコースは大阪国際研修センターの主管であり、大阪市をはじめ関西の大学、民間企業など関連団体の全面的な協力を得て実施している。研修内容は、技術、行政の両面から構成されており、地方公共団体での取り組みを紹介する「大阪市における大気汚染防止計画の実例」などの講義のほか、測定装置や廃棄ガス処理装置の実習、さらに自動車工場や電力会社の見学など、実践に役立つものをめざしている。

第1回の研修は、1989年11月から約3カ月半の期間実施された。参加国は、中国、トルコ、メキシコなど9カ国10名であり、いずれの参加者からも高い評価を受けたが、期間を延長してフロン・ガスや温室効果の問題についても詳しく取り上げてほしかったという要望も出された。

1990年度第2回の募集でも、応募が定員の2倍近くに達しており、いわば人気コースのひとつとなっているが、これはいかに多くの国で大気汚染が深刻に考えられているかを表している。

表 3.1 1989年度集団研修コース一覧

《計画・行政》	《公共・公益事業》	国際データ通信技術
経済開発セミナー	上下水道施設	デジタル交換技術(基本)
開発エコノミスト(一般)	下水道技術	同上(応用)
同上(工業)	廃棄物処理	デジタル伝送技術(基本)
麻薬犯罪取締セミナー	《運輸・交通》	同上(応用)
犯罪防止(矯正保護)	航路標識	無線通信技術
同上(上級)	自動車技術行政	通信線路技術
同上(刑事司法)	*物流近代化	*通信線路技術指導者養成
地方行政	鉄道車両	電気通信幹部セミナー
国家行政	鉄道信号	衛星通信技術(普通)
上級国家行政セミナー	鉄道線路保守改良	同上(上級)
*上級警察幹部研修	鉄道電化	通信網計画設計
*消防行政管理者	港湾セミナー	データ通信技術
消火技術	港湾工学	光ファイバーケーブル伝送技術
救急救助技術	海運経営実務	テレビジョン放送技術(基礎)
国際捜査セミナー	船員教育行政	同上(上級)
政府会計検査セミナー(コンピューター会計検査)	造船経営管理セミナー	教育テレビジョン番組(基礎)
*通商産業政策	航海技術(航海士、機関士)	同上(上級)
一般租税セミナー	コンテナ埠頭整備計画	テレビジョン放送管理
上級租税セミナー	救難防災	放送幹部セミナー
税関行政	空港セミナー	*音声放送技術
ODAローンセミナー	*航空保安セミナー	《農林・水産》
国際協力事業紹介セミナー	*航空管制セミナー	農業協同組合
環境行政	都市交通セミナー	農業普及
環境技術(水質保全)	総合都市交通施設計画	米生産
同上(大気保全)	地震工学	同上(フランス語)
*大気汚染対策	*火山学・火山砂防工学	稲作技術
海洋保全	《社会基盤》	*農家生活水準向上
産業環境対策	橋梁工学	農林統計
産業公害防止	ハイウェイセミナー	野菜生産
産業廃水処理	建設施設施工管理	種採
一般統計	*建設施工管理者	稲病害虫防除
自動データ処理(ADP)	*防災行政管理者セミナー	農薬利用
*行政情報システム	防災技術セミナー	植物検疫(ミバエ類殺虫技術)
情報処理要員養成	土質及び基盤工学	*土壌分析改良
(シニアプログラマー)	国土開発セミナー	植物遺伝資源
同上(インストラクター)	河川及びダム工学	サトウキビ栽培
同上(マネージメント)	都市計画	熱帯農林資源の有効利用
同上(パーソナル・コンピューター・プログラミングA)	都市整備	灌漑排水
同上(パーソナル・コンピューター・プログラミングB)	住宅建設	水資源管理
同上(パーソナル・コンピューター・ネットワーク)	住宅・住環境改善セミナー	*乾燥地水資源の開発と利用
同上(システム・エンジニアA)	建築技術	農業機械化
同上(システム・エンジニアB)	測量技術(測地測量)	農業機械整備
同上(データベース・システム設計A)	水路測量	農業機械設計
*同上(データベース・システム設計B)	海図作成(隔年開設)	米のポストハーベスト研修
同上(オンラインシステム設計)	電波監視	酪農振興・検査技術
同上(プログラマー養成)	郵政幹部セミナー	鶏育種・生産技術
*マイクロエレクトロニクス技術	郵便貯金・郵便為替幹部セミナー	家畜人工授精
	国際テレックス通信技術	受精卵移植技術
	国際通信業務管理	家畜衛生研究
	国際電話通信技術	森林造成技術者

<p>林業林産研究 森林土壌 漁業協同組合 沿岸漁具漁法Ⅰ(実技) 沿岸漁具漁法Ⅱ(専修) 養殖一般 小型漁船の船体・機関保守 *エビ増殖技術 海洋牧場システム 海面養殖 魚類生理・防疫 水産食品加工 *水産加工・流通・経営</p>	<p>バス・トラック整備技術(フランス語) プラント・メンテナンス 自動制御 設備診断技術 *保全管理 保全用部品設計・製造 *産業機械の設計・製造・保全 *空調技術 *油圧システムの設計・保全 電気製品検査技術 *ファイセラミックス応用 繊維機械工業 繊維高分子 繊維製品検査技術 *木質材料高度利用技術 インダストリアルデザイン(工業製品)</p>	<p>同上(専修) リモート・センシング技術 アイソトープ・放射線医学・生物学利用 研究開発技術 *植物及び微生物利用バイオテクノロジー バイオインダストリー</p>
<p>《鉱工業》 地下水資源開発 沿海鉱物資源探査 鉱山保安 選鉱製錬 *未利用資源(鉱物)の分離精製 中小工業開発セミナー 中小企業対策 中小企業振興指導者訓練 工業標準化 工業標準化・品質管理シニアセミナー 計量標準 認証検査制度 工業所有権制度 工業所有権セミナー ガラクス工学 *高分子材料工学 *有機ファインケミカルズ工学 高温構築材応用技術 陶磁器開発活用技術 セラミック建材技術 石油化学工業 酵素工学 化学技術研究 触媒科学研究 高品位鑄物技術 表面改質技術(金属・非金属・新素材) 金属加工高品質化技術 溶接技術 電炉連鑄管理技術 鋼材の性質と試験検査 熱処理技術 生産工程管理技術 船舶技術 建設機械整備 同上(フランス語)</p>	<p>*織維高分子 織維製品検査技術 *木質材料高度利用技術 インダストリアルデザイン(工業製品) 包装技術 産業技術研究 *エネルギー管理 省エネルギー 水力発電 火力発電 石炭火力発電 原子力発電 電気事業経営 配電技術 石炭資源開発・利用 採炭・選炭技術 地熱エネルギー 原子力基礎実験 原子力安全規制行政セミナー 生産性向上技術 実践的総合生産性向上 太平洋協力民間中堅実務</p>	<p>《保健・医療》 結核対策 結核対策指導者 結核対策細菌技術 血液由来感染症 感染症患者臨床研修 *感染症診断の試薬及び培地の確保と管理 がん対策 早期胃がん診断 *上級微生物病研究 微生物病研究 医療放射線技術 衛生行政セミナー 輸出入食品検査技術 食品微生物検査技術 *輸出入食品マイコトキシン検査 寄生虫予防指導者セミナー 専門看護 臨床看護実務 循環器病対策 消化管病理学 公衆衛生技術 産業医学 *小児麻痺根絶計画の理論と実際 小児専門医療 熱帯医学研究 生物製剤技術 歯科技術 救急・大災害医療セミナー 医療機器保守管理技術 家族計画指導者セミナー 家族計画組織活動セミナー</p>
	<p>《商業・貿易》 貿易振興セミナー(Ⅰ) 同上(Ⅱ) 投資促進セミナー(Ⅰ) 同上(Ⅱ) 貿易実践指導者 観光振興セミナー 《人的資源》 日本語専修(A) 同上(B) 監督者訓練専門家セミナー 職業訓練管理セミナー 職業能力開発セミナー 職業訓練スタッフ 職業訓練大学校研究課程 視聴覚技術(一般)</p>	<p>《社会福祉》 精神薄弱福祉 補装具政策技術 障害者リハビリテーション指導者 同上(身体障害者コース) 婦人関係行政セミナー 労働安全衛生行政セミナー 労使関係行政セミナー 労働統計政策セミナー 雇用行政セミナー</p>

(注) *印は新規開設コース

2. 個別研修

個別研修は、集団研修では取り上げられていない分野、対応できない内容等の研修要請について、要請内容に沿ったプログラムを個別に作成して研修を行うもので、次のような種類に分けられる。

(1) 個別一般

各国からの個別の要請に対応して受け入れるものである。なお、受入については、特定の国に集中しないよう、国別に受入予定人数を設定している。

(2) 特設

集団研修に準じた方式のものであるが、開催が1回限りであるか、数年間に限るか、または、特定の国、あるいは地域を対象として実施するものである。

(3) CS (Cost Sharing)

通常、研修員受入に必要な経費はすべて事業団が負担するのに対し、このCS方式は、開発途上国が研修員の往復の渡航費と滞在費、国内旅費を負担し、事業団が研修経費を負担するという経費分担方式である。

(4) カウンターパート

事業団が実施している専門家派遣、プロジェクト方式技術協力等に関連して、現地でわが国の専門家から技術移転を受ける相手国の技術者(カウンターパート)を一定期間、日本に招へいし、研修を実施して、技術移転の相乗効果を高めるものである。

(5) 国際機関

WHO(世界保健機構)、UNIDO(国連工業開発機関)等の国際機関からの要請により実施するもので、往復の渡航費、滞在費を除き、研修経費のみを負担するものとUNRWA(国連パレスチナ難民救済機関)等事業団が全額負担するものがある。

(6) 特別案件

特定の国との特別な関係または強い政策的な要請に基づき実施するもので、主として国ごとに比較的多数の研修員を一度に受け入れている。往復渡航費・滞在費・研修経費等は当事業団と相手国の双方で負担する場合が多い。

ア. マレーシア東方政策：マレーシア政府の推進する東方政策(Look East)に沿い、わが国の民間企業等において、産業技術や経営管理手法を研修する。

イ. 日墨交流計画：メキシコのエチェベリア大統領の提案した両国の文化交流の一環として、年間100人を10カ月ずつ相互に受け入れるという計画に基づいて発足した。

ウ. 韓国技術者研修計画：1983年中曾根首相の韓国訪問時に要請があり、韓国の中小企業の技術者に対し日本の企業で研修を実施している。

エ. 韓国農水産物流通計画：1984年全大統領来日を契機として、農水関係個別会議におい

て、農水産物専門流通従事者の研修を実施している。

オ. パキスタン人造り計画：1983年及び84年の中曽根首相とハック大統領との会議時に要請が出され、工業分野の研修を実施している。

カ. ブルネイ人造り計画：1984年ブルネイのラーマン開発大臣より、「マレーシア東方政策」を念頭において若い技術者の研修実施の要望があり、両国の経費分担により、1985年度から運輸・機械分野の研修が開始された。

(7) 東欧支援計画

東欧に対する支援策の一環として、計画経済から市場経済へ移行しているポーランドとハンガリー両国からの要望に基づき、経営管理・生産管理分野で両国から50人ずつ計100人の研修員受入を実施した。

(8) 民間技能者カウンターパート

民間技術協力派遣専門家のカウンターパート研修として、1988年度から開始され、1989年度は、インドネシア、スリ・ランカ及びパキスタンから研修員を受け入れた。

3. 第三国研修

第三国研修は、上記のような日本での研修とは異なり、開発途上国の研究・教育等の機関において、近隣諸国及び実施国からの参加者を対象として実施する研修形態であり、集団研修とカウンターパート研修の2つのタイプがある。第三国研修は、参加者が類似の気候風土や社会・文化環境のなかで、かつ、参加者の国情に比較的応用しやすい技術が学べる利点があるとともに、開発途上国相互間の技術協力の促進にも貢献することから開始された。事業団は、日本から講師を派遣し、研修に必要な経費を負担することにより、第三国研修を側面から支援している。

将来は、こうした機関が独自で研修を実施し、近隣諸国との相互協力、友好親善に貢献することが期待されている。1989年度、第三国研修は、集団研修として18カ国で47コース実施し、89カ国から925人を受け入れ、また、カウンターパート研修として10カ国で実施、13カ国から23人を受け入れた。

4. 関連業務

上記研修員の受入れに関連して、次のようなことを行っている。

(1) 研修センターの設置・運営

当事業団では、研修環境の確保及び研修の計画的実施のため、東京、大阪、名古屋等国内11カ所に国際研修センターを設置し、研修員に宿泊施設や研修員に適した食事等を提供するほか、筑波国際農業センター、神奈川国際水産センター及び沖縄国際センター（コンピュータ及び視聴覚機材設備を設置）では、技術研修に必要な設備・機材を備え、独自で技術研修を実施して

表3.2 国際研修センター一覧表

名 称	所 在 地	設置年月	延床面積	宿泊室数	主な施設・設備	主な所管研修コース
東京インター ナショナルセ ンター	東京都新宿区 市谷本村町 10-5	1964年9月	11,303 m ²	シングル60 ツイン10	国際会議場(170人収容) 図書館(国総研付属)	経済開発セミナー 上級国家行政セミナー 等15コース
東京国際研修 センター	東京都 渋谷区西原 2-49-5	1985年6月	18,868	シングル41 ツイン20	体育館	建築技術 貿易振興セミナー 等56コース
八王子国際研 修センター	東京都 八王子市暁町 2-31-2	1976年6月	4,767	シングル94 ツイン 3	テニスコート, プール	職業訓練スタッフ 政府会計検査セミナー 等17コース
筑波インター ナショナルセ ンター	茨城県 つくば市高野台 3-6-2	1980年3月	10,145	シングル19 ツイン 5	体育館, テニスコート プール	地震工学 河川及びダム工学 等16コース
筑波国際農業 研修センター	茨城県 つくば市高野台 3-7	1981年4月	9,534	なし	圃場, 実験室	米生産 野菜生産 等9コース
神 奈 川 国 際 水 産 研 修 セ ンター	神奈川県 横須賀市長井 5-25-1	1974年4月	2,729	シングル33	練習船, 養殖実習室, 機関実習室	漁業協同組合 沿岸漁具法 等5コース
名古屋国際研 修センター	愛知県名古屋市 東区亀の井 2-73	1971年3月	3,768	シングル92 ツイン 4	体育館, テニスコート	陶磁器開発活用技術 表面改質技術 等19コース
大阪国際研修 センター	大阪府 茨木市南春日丘 5-1-28	1967年4月	2,415	シングル58 ツイン 2		微生物病研究 建設施工 等20コース
兵庫国際研修 センター	兵庫県神戸市 須磨区一ノ谷町 4-5-10	1973年8月	4,301	シングル66 ツイン 6		輸出入食品検査技術 貿易実践指導者 等8コース
九州国際セン ター	福岡県北九州市 八幡東区平野 2-2-1	1989年3月	10,905	シングル14 ツイン 5	技術実習室, 体育館, テニスコート	産業環境対策 海面養殖 等25コース
沖縄国際セン ター	沖縄県 浦添市宇前田 1143-1	1985年4月	9,900	シングル90 ツイン10	電算機, 視聴覚機器, 体育館, グラウンド, テニ スコート, プール	情報処理要員養成 視聴覚技術 等24コース

いる。1989年度に九州地方における研修の拠点として設置された九州国際センターでは、産業環境対策等、地域の特色を活かした研修コースを設けている。

(2) 日本語研修

日本語研修は、研修員全体を対象として、日常生活を円滑にし、わが国の理解を深めることを目的とした一般講習と、研修上特に日本語を必要とする研修員を対象とする集中講習とがある。集中講習については、研修に必要な技術用語を加味した口語表現を短期間に習得させる必要があることから、独自の日本語教材の開発を行っている。

(3) オリエンテーション

主として集団研修の参加者に対して、技術研修に先立ち、来日時に3日間の日程で、研修内容、日常生活上の心得について、滞日のためのオリエンテーションを行っている。

(4) 福利厚生

生活環境の異なるわが国で、来日した研修員が所期の研修目的を達成するには、健康の維持と快適な生活が不可欠である。このため、研修員が宿泊している国際研修センターを中心に、バス旅行、観劇、映画会、スポーツ大会、親善パーティなど様々なレクリエーション行事を行うほか、ホームステイや国際交流団体の催し等への参加により、地域との交流・親善を深めている。また、各国際研修センターには、嘱託医（非常勤）及び看護婦を置き、健康相談、診察、応急処置を行い、状況に応じて適切な医療機関を紹介する体制をとっており、さらに、研修員を被保険者とする傷害、疾病、死亡、治療実費を含む包括保険に加入している。

(5) 帰国研修員アフターケア

帰国した研修員に技術的な支援を送り、友好関係を促進するため、次のような活動を行っている。

- ア. フォローアップ：新技術の紹介、現地事情に適合した技術の指導を目的とする専門家チームを1989年度は38チームを派遣した。
- イ. 同窓会育成強化：1989年度現在、45カ国において帰国研修員による同窓会が結成され、活動している。事業団は、同窓会の育成及び活動の支援を目的とする助成金を交付するとともに、同窓会の代表者をわが国に招いてセミナーを開催している。
- ウ. 文献供与：帰国後2年間、帰国研修員及びその所属機関に対し、最新の技術情報等が掲載されている英文定期刊行物と技術文献を贈与している。
- エ. KENSHU-IN誌の発行：帰国研修員と事業団及び帰国研修員相互の関係を緊密に保つため、事業団のトピック、日本の文化・社会の動向、最新の科学技術の紹介、同窓会の活動状況、研修員からの投稿等を内容とするKENSHU-IN誌を年2回発行し、送付している。

第2 青年招へい事業

青年招へいは、1983年中曽根首相がアセアン諸国を歴訪した際、「21世紀のための友情計画」として提唱されたもので、1984年度から開始された。対象国は、当初のアセアン6カ国から、太平洋諸国、ミャンマー、中国、韓国と順次拡大され、1989年度は23カ国となっている。また、アセアン諸国については、1988年度をもって当初の5カ年計画を終了し、1989年度より第2フェーズとして新たな5カ年計画を実施することとなった。

内容は、将来の国造りを担う各国の青年をわが国に招き、わが国の青年との交流等を通じて相互理解を深め、21世紀に向けて、日本とアジア・太平洋諸国との間の確固たる友情と信頼の基礎を築こうとするものである。

招へいの対象者は、農村、企業、青年団体やスポーツ、文化、社会奉仕等の団体及び公務員、ジャーナリスト、教員、学生等各分野における指導的立場にある青年（18～35歳程度）となっている。

招へいの方法は、国ごとに分野別のグループを編成して行うほか、同一分野について各国混成のグループで行う方法、並びに、アセアン諸国については、1989年度より特定のテーマを付与するテーマ設定グループ方式もとっている。期間は、5月から12月の間の1カ月間とし、出

人との出会い

青年招へい事業により来日した青年にとって、忘れられぬ思い出となるのは、なんといっても人との出会い。これまでに多くの青年たちが感想文を寄せてくれているが、誰もがホームステイでのホストファミリーのことや日本の青年たちとの交流を心温まる思い出として書いている。人との出会いこそが、日本という国のイメージを作りあげるうえで大きな要素となっているようである。

ここに、そんな感想文のひとつを紹介したい。フランシス・ムルワウさんは、パプア・ニューギニア（PNG）の教員で、1989年10月から1カ月、日本を訪問した。

「私たちPNGの人にとって、日本は見ず知らずの国というわけではありません。世代が代わっても、『日本』という名は消えません。

それはなぜか？ 歴史に残る大きな出来事がわが国に起こったことを、世界中の人が見たことでしょう。山々も谷も、島々も村々も、第2次世界大戦の戦場と化したのです。日本は、この大戦で重要な役割を果たしました。そのため、多くのPNGの人は、『無愛想で、戦争好きで、残忍』というニッポン人像を造り上げました。

しかし、この現代社会でいつまでもそう思い続けて生きていくのでしょうか？ 私の答えは『NO』です。

日本はこの点に早く気づき、JICAを設立しました。そして、JICAの『21世紀のための友情計画』は大変な成功を収めています。このプログラムは、日本とPNGに本当の友情、本当の相互理解とは何かということを考えさせてくれます。

日本人青年との個人的な付き合いを通して、真の友情が芽生え、今後花開きそうです。青森の人々やホストファミリーとの楽しい思い出は、祈りの時や日々の生活の中で、繰り返し蘇ってくることでしょう。また、日本青年との討論を通して、日本の歴史、文化、人について、その概要がつかめました。日本人が仕事や国のことをどのように考え、どのように重視しているかを間近で観察することは、興味深いものでした。」

Francis Muruwau氏(交流報告書より抜粋)来日期間1989年10月～11月

発前に数日間の現地プログラムを設けている。本邦滞在中の日程は、最初の1週間は日本の社会や経済等に関する講義を中心とし、2週目は都内の関係施設の視察と合宿セミナーを、3週目は地方での関係施設の視察と日本人青年との交流、週末は日本の家庭にホームステイし、最後に日本各地の見学旅行を行い帰国するという内容となっている。

招へい人数は、当初の1984年度は、アセアン6カ国から748人を受け入れたが、その後、対象国と人数が拡大され、1989年度は21カ国から1031人の青年を受け入れた。

アセアン各国には、この事業に参加した青年による同窓会が設立されている。1987年度以降は、アセアン各国の代表による同窓会交流連絡会が開催されており、1989年度はマニラにおいて開かれ、事業の充実と支援等についての討議が行われた。

また、1989年度は、来日により形成された友好と信頼の絆をさらに培う目的で、青年招へいに携わった日本の青年及び関係者をアセアン6カ国に派遣し、帰国した青年との交流を図った。

第3 技術協力専門家派遣事業

専門家の派遣は、プロジェクト方式技術協力、開発協力等に関連して行われるものと、開発途上国または国際機関からの個々の要請に基づき専門家を派遣するものがあり、後者を一般に個別専門家派遣または個別派遣と呼んでいる。ここでは、後者の個別専門家派遣についてのみ述べる。

これら個別専門家は、通常、開発途上国の政府関係の行政、研究、教育機関等に配属され、それらの機関において、相手国側の行政担当者、技術者等（カウンターパートという）に対して、政策決定における助言、教育・訓練の指導、コンサルティングサービス、装置・機械の操作・保守管理の指導などを行うが、このほか、有償資金協力（円借款）や無償資金協力プロジェクトの円滑な推進のために派遣される場合もある。なお、国際機関に派遣される専門家は、国際機関の本部や国際機関のプロジェクトで活動することが多い。

専門家は、一般に、関係省庁、地方公共団体、大学、民間企業等に適任者の推薦を依頼し、その推薦に基づき派遣が決定されることが多いが、当事業団が行っている派遣希望者の登録制度により派遣される例も増えてきている。

派遣期間は、2週間程度の短い例もあるが、2年程度の長期に派遣される専門家も多く、なかには、相手国政府の強い要請をうけ、10年以上に及ぶ例もある。また、1人で活動する場合と数人のグループで派遣される場合がある。

待遇は、国際機関や他の先進諸国の専門家と比較して遜色はなく、むしろ充実した面が多くなってきている。地方公共団体、民間企業等に所属する専門家については、所属先に対し人件費相当額を補填する制度が設けられている。

専門家派遣事業は、1955年度コロンボ計画に基づき、東南アジア5カ国に28人の専門家を派遣して以来、1989年度までに1万3562人を一部先進国を含む世界各地に派遣している。1989年度

は、前年度からの継続者を含めて1744人を派遣した。これら専門家の指導分野は、農業、鉱工業、運輸、通信、原子力、電子工学などの技術から、日本庭園、日本語教育など広範な範囲に及んでいる。

1. 個別専門家派遣

個別専門家派遣の派遣形態には、大別して次の二国間方式と多国間方式とがある。

(1) 二国間方式

事業団が原則として経費の全部を負担するものである。このなかには、次のような特別の計画に基づき派遣される専門家が含まれる。

- ア. 研究協力：わが国と開発途上国の研究者が、その国の社会・経済の発展に資する課題について共同研究を行うもので、1977年度から開始され、1989年度は、バンラデシュの農村開発基礎調査、中国の都市型普及住宅、チリの構造物耐震設計研究など7カ国10課題について、37人（継続9人、新規28人）の専門家を派遣した。
- イ. 再活性化協力：技術力または資金の不足に起因する遊休化した施設・機材の再活性化を図るとともに、保守・管理に係る技術指導を目的とするもので、1989年度は、前年度からの継続者を含めて、インドネシア、ポリヴィアに鉄道専門家

サウディ・アラビアの電気通信専門家

厳格なイスラム国家として知られるサウディ・アラビアへ電気通信事業の改善のために派遣されたのは1982年のことである。そのころ同国の電気通信網は都市部でこそ急ピッチで拡張されていたものの、辺境地域まではまだまだ浸透していない状態だった。また、メッカへの巡礼期には平常の3倍も電報が殺到して、人手による中継では処理の限界にきていた。そこで私が行ったのは、端末設備の近代化、地方の電報局の拡充、そして中央局における電報中継自動化の3点についての技術指導であった。

私が技術協力専門家として初めて派遣されたのはタイで、20年も前のことになる。以来、短期間のものも含めて、ドミニカ共和国、メキシコ、ホンデュラス、グアテマラで技術協力を携わってきた。それらの国と比べてみると、サウディ・アラビアは厳格なイスラム社会であり、また、外国人労働者が多いという背景事情がある。その点、特に配慮を必要としたこともあった。

しかし技術移転を行う際に私が常に心掛けていることは、どこの国へ行っても変わらない。それは記録を残すということだ。言葉だけだとすぐに消えてしまうが、目の前にいる人間に自分の考えが理解されなくても、記録さえ残しておけば将来これを見て実行してくれる人間も現れるだろうし、私がいなくなってもノウハウは確実に残る。技術移転の仕事が好きなもの、たとえ今は伝わらなくても、いつかどこかで誰かの役に立つという無限の可能性が感じられるからだ。

サウディ・アラビアでの協力は当初1年の予定であったが、結局7年にもなってしまった。この間、砂漠で車が故障した時に助けてくれた人をはじめ、日常生活の中で見せてくれた彼らの親切は、決して忘れることができない。

小沢齋氏（談）派遣期間1982年11月～89年11月

及びフィリピンにバスの専門家計23人を派遣した。

ウ. ミニプロジェクト（チーム派遣）：プロジェクト方式技術協力と個別専門家による技術協力の中間的な協力形態として、1989年度から開始され、エジプト、ケニア、コロンビア等10カ国において15のミニプロジェクトを実施することとなった。

エ. 民間技能者派遣：造船、鉄鋼、機械等の民間企業の技術者を開発途上国の政府関係機関、公営企業等に派遣し、技術指導を行うと同時に、わが国企業の国際化に対応した技術者の職業能力の開発を目的としたもので、雇用促進事業団との協同事業として1987年度から開始した。1989年度は、前年度からの継続者も含めて、インドネシア、パキスタン等8カ国に50人を派遣した。

(2) 多国間方式

UNDP（国連開発計画）、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）、SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）等の国際機関からの要請に基づき派遣するもので、1989年度末現在、29の国際機関に86人の専門家を派遣している。

2. 調査団派遣

上記の個別専門家派遣を効果的かつ円滑に実施するため、次のような調査を行っている。

(1) 事前調査

専門家派遣の実施に先立ち、要請の背景、技術移転計画、指導内容、現地事情等を調査するもので、1989年度は、このための調査団を17チーム派遣した。

(2) 実施調査

研究協力案件に関して、相手国側の実施機関と協力の基本計画を協議・策定し、実施機関と討議議事録（R/D）を作成・交換する。1989年度は5チームを派遣した。

(3) 調査・指導

派遣中の専門家が任国において直面している業務上または生活上の諸問題について、調査・指導を行うもので、1989年度は23チームを派遣した。

第4 技術協力機材供与事業

機材の供与は、プロジェクト方式技術協力、災害援助等の事業に関連して行われるものと、これらとは別に、主として研修員受入事業、専門家派遣事業または青年海外協力隊事業に関連して行われるものがあり、後者が、この技術協力機材供与事業にあたり、一般に単独機材供与と呼ばれる。単独機材供与は、研修員がわが国で習得した技術を帰国後活用するために必要となる機材、または、専門家もしくは青年海外協力隊員が、開発途上国のカウンターパートに技術の指導を行う際に必要となる機材、また、カウンターパートが習得した技術を活用するため

に必要となる機材を開発途上国の要請に基づき供与するものである。

この機材供与事業は1964年度から開始され、1989年度までの実績累計は金額にして190億円にのぼっている。1989年度の実績は、前年度予算分（繰越）を含めて、40カ国62件、金額で14億7000万円となっている。

機材供与事業は以下のように分けられている。

(1) 一般単独機材供与

一般的な機材供与で、1989年度は、35カ国47件、1億1400万円（前年度予算分を含む）の供与を行った。

(2) 小規模単独機材供与

1件あたり1000万円以下の規模で実施するもの。1989年度は、12カ国15件、9900万円（前年度予算分を含む）の供与を行った。

(3) 文献等供与

文献等を供与するもので、1989年度は、10カ国10件、1000万円の供与を行った。

(4) 視聴覚情報供与

技術情報を収録したビデオ・テープを作成または購入し供与するもので、1989年度は、34カ国36件、4100万円の供与を行った。

(5) 修理部品供与

本事業により供与した機材の修理に必要な部品を供与するもので、1989年度は、29カ国37件、2900万円の供与を行った。

(6) その他

ア. 機材据え付け指導専門家派遣

供与機材の据え付け・操作指導のための専門家を派遣するもので、1989年度は、20件25人を派遣した。

イ. 修理専門家派遣

開発途上国における複雑・高度の機材の修理については、メーカー代理店の未設置、技術者の不足、部品の確保等の問題があり、一般に供与先独自での修理が不可能な場合が多い。こうしたことから、重要な機材の故障については、修理のための専門家を派遣し対応している。1989年度は、3カ国に5人を派遣した。

ウ. 実施計画調査

要請のあった機材の使用目的、仕様の詳細、付属品や消耗品の内容等の確認のための調査を行うもので、1989年度は、9カ国に5チームを派遣した。